除却協力員通信
ニュースレター

Vol. 01

2015年4月号

八王子市屋外広告物条例が施行されました。

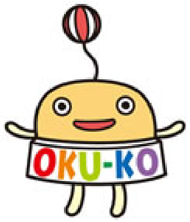

４月１日より、八王子市は中核市になりました。中核市は屋外広告物条例を制定・運用をすることになります。違反広告物の除却は、**捨て看板防止条例**によって活動していただきましたが、今後は**八王子市屋外広告物条例**によって活動していただくことになります。呼び方も**「捨て看板」⇒「違反屋外広告物」**です。

477名の方々からお返事をいただきました。

送付数 ・・・・・・・・	865
「継続します」・・	295
「辞退します」 ・・・・	182
返信なし ・・・・・・・・	388

先月（3月）、継続確認のお便りを協力員の皆様へお送りしました。その結果、477名もの方々からお返事をいただき、295名の皆様から継続の意思表明をいただきました。
「辞退します」に丸をつけてお返事をいただいた方からは、次のようなメッセージが付いたものもありました。

「年を重ねて活動することがきつくなってまいりました。」

まちのために、お体がきついと感じられるまで活動していただいたのだとジーンときました。「辞退します」のご回答の中には、さまざまな思いも含まれていると感じます。

今まで活動していただいた方々には、職員一同、感謝しております。

協力員さんの声

私たちまちなみ景観課の職員が、たまにですが現場に出かけることがあります。今年に入ってから協力員さんのお宅の近くに行った際、何名かの方々にお会いし、お話を伺うことができました。

Aさん（男性）
「ここ数年は本当に**捨て看板の数が減った**と感じますね。」

Bさん（女性）
「**仲間との活動の途中**で違法看板があれば、取るようにしています。そのとき、協力員の資格は私しか持っていないので、除却は腕章をつけている私がします。
複数でまちを歩いている途中ですし、ひとりではないので安心です。」

Cさん（男性）
「はじめたときは**風俗の捨て看が多かったけど、最近めっきりなくなった**ね。不動産関係のものはときどきあるかな。」

お知らせ

6月に違反屋外広告物除却活動についての講習会を実施します。活動の注意点などをお伝えする予定です。また、出席いただいた方には協力員身分証と腕章の配付をいたします。

さらに、協力員名簿の作成にご協力いただいた方には、講習会の際に名簿をお渡しする予定です。

皆様のご参加をお待ちしております。

講習会の予定

講習会は6月に、北野、南大沢、小宮、市役所本庁で開催します。

- ◆ 6月6日（土）北野事務所2階会議室 10:00～11:00
- ◆ 6月11日（木）南大沢市民センター3階 会議室1　18:30～19:30
- ◆ 6月18日（木）小宮会館1階会議室 18:30～19:30
- ◆ 6月25日（木）市役所5階502会議室　18:30～ 19:30

ご都合のつく会場で受講してください。

今年から**協力員の任期は1年間**になります。その後の継続については、毎年度末に確認をさせていただき、継続していただける方に、翌年度の講習会もご参加いただく予定です。

ニュースレターについて

このニュースレターは、条例施行にあわせて発行することにしました。実は、他の自治体の先進事例を調査している際、これと似たようなものを協力員さんにお配りしている、という事例を知りました。ならば八王子市でも！ということで、お送りすることにしたのです。

普段、協力員さん同士、あるいは私たちともなかなかお会いすることがありません。電子メールは手っ取り早い方法ですが、やはり紙がいいなぁ、と言う声が少なからずあります。そんな理由から、このような形をとらせていただきました。今後も継続したいと考えています。

編集発行：八王子市
まちなみ整備部
まちなみ景観課
TEL　620-7267
FAX626-3616

除却協力員通信　Vol. 02

ニュースレター

2015年8月号

違反屋外広告物除却協力員講習会が実施されました。

6月6日、11日、18日、25日の4日間で**違反屋外広告物除却協力員講習会**が実施されました。多くの協力員様に参加して頂き、新しい体制での制度運用が開始されます。また、講習会では、協力員の皆様から貴重なご意見を頂くことができました。職員では気付けなかったご指摘も多く、より良い制度のために活用してまいりたいと思います。

86名の方々にご参加いただきました。

北野事事務所・・・・・・・　14名
南大沢市民センター・・　21名
小宮会館・・・・・・・・・・・・　28名
市役所・・・・・・・・・・・・・・　23名

25日開催　市役所での講習会の様子

お忙しい中のご参加
ありがとうございました！

・講習会の追加開催のお知らせ
・講習会に参加できない方
は別紙をご覧ください！

除却枚数報告のお願い

違反広告物を除却した場合は報告をお願いいたします。皆様の報告は本活動の実績として記録され、今後の運営の重要な情報になります。

皆様の報告が本活動を作ります。ご協力お願いいたします！

報告用紙は市ホームページからも
ダウンロード可能です。↓
http://www.city.hachioji.tokyo.jp/

お電話でもお受けいたします。

ご意見・要望と回答

講習会において様々なご意見を頂きました。数の多かったご意見やこの場で回答させていただきたいご質問を紹介いたします。

質問	講習会は毎年参加しなくてはいけないのでしょうか？
回答	いいえ。活動内容に変更がある年に再受講が必要となります。その場合はご連絡いたします。ただし、身分証の有効期限は1年間ですので、継続の意思確認は毎年実施いたします。

質問	本活動について保険には加入しているのでしょうか？
回答	はい。ボランティア保険に加入しており、傷害補償、賠償補償が受けられます。しかし、個人で加入するような手厚いものではありませんので、くれぐれも安全にはご注意ください。補償内容については以下をご参照ください。

質問	「立て看板」や「広告旗」は除却できないのですか？
回答	除却できます。しかし、そのためには以下の項目を**正確に報告**して頂き、除却物を事務所へ持ち込んでいただく必要があります。 報告項目 ・除却物　・除却場所　・除却日 これらの手続きが可能な場合のみ除却してください。詳細は市職員までお尋ねください。

質問	除却した貼り紙は家庭ごみとして処分しても良いのでしょうか？
回答	はい。家庭ごみとして処分して頂いて結構です。しかし、除却枚数の報告をお願いいたします。

ボランティア保険
補償内容

補償内容は以下になりますが、くれぐれも無理をなさらぬようお願い申し上げます。

<傷害保険>
死亡　:500万円
入院（一日あたり）:5千円（180日まで）
通院（一日あたり）:3千円（90日まで）

<損害責任保険>
対人・対物　:2,000万円

※支払金額は状況により異なります。

除却の判断に迷ったら

除却の可否について不明な場合は、無理に除却せずにまちなみ景観課までお問い合わせください。

皆様のできる範囲でのご協力をお願いします。

編 集 発 行 : 八 王 子 市
ま ち な み 整 備 部
ま ち な み 景 観 課
ＴＥＬ　６２０－７２６７
ＦＡＸ　６２６－３６１６

講習会の追加開催のお知らせ

今回の講習会日程は平日が多く、参加が難しいとのご意見を頂きました。そこで、追加の講習会を以下の通り実施します。

〇日付：8月30日（日曜日）

〇時間：16:00～17:00

〇場所：八王子市役所職員会館 3階

皆様のご参加をお待ちしております。

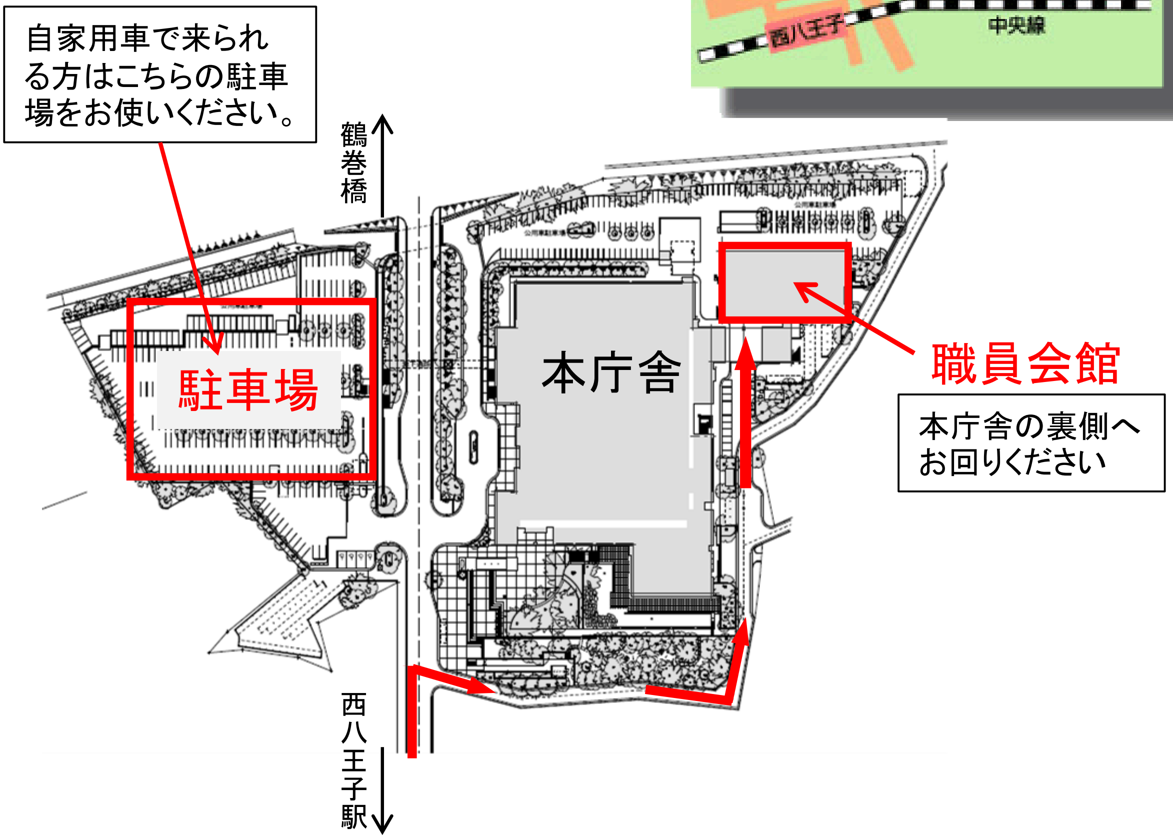

講習会への参加が難しい方へ

講習会への参加が難しい方は**事前にご連絡**をしていただき、**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。20分程の説明の後、身分証を交付致します。

受付時間：平日 9:00～17:00

除却協力員通信 ニュースレター

Vol. 03

2015年11月号

平成27年度 違反屋外広告物除却協力員講習会が全日程終了しました。

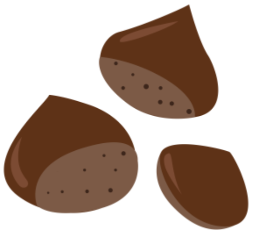

8月30日の違反屋外広告物除却協力員講習会を無事に終え今年度の講習会の**全日程が終了**しました。全日程で合計**112名**の方々にご参加いただいております。今後とも、皆様と一緒により良いまちなみを作る為に努力してまいりたいと思います。

まだ身分証の交付を受けていない方へ

まだ身分証の交付を受けていない方は、**事前にご連絡**をしていただき、**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。20分程の説明の後、身分証を交付致します。

＜受付時間＞

平日 9:00～17:00
昼休み(12:00～13:00)を除く

上半期で1305枚を除却!!

皆様のご協力のおかげで、4月から9月末までに**1305枚**の除却報告を頂いております。これは前年度と比べて**854枚多い**枚数です。本実績はひとえに皆様のご協力のおかげです。

今後ともご協力を何卒お願い致します。

除却広告物業種内訳

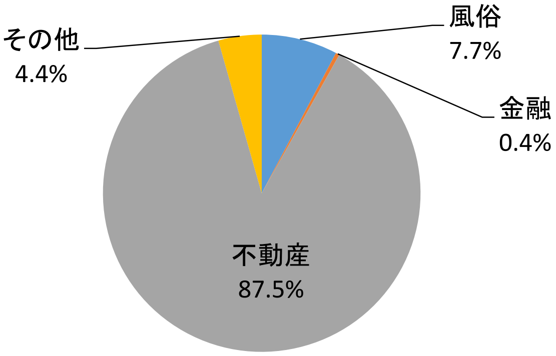

ご意見・要望と回答

8月30日の講習会においてご意見を頂きましたので一部ご紹介いたします。

質問　過去の身分証や腕章は処分しても構わないでしょうか？

回答　はい、過去の配付物につきましては、各自処分して頂いて構いません。
また、まちなみ景観課へお持ちいただければ、課の方で処分いたします。

質問　身分証の有効期限はなぜ5年から1年になったのでしょうか？

回答　協力員が名義上だけで増えてしまわないよう、毎年継続の意思確認をするためです。継続して頂ける方にのみ、身分証の発行とボランティア保険を適用しています。

除却物保管場所に南口総合事務所が追加されました。

以前から除却広告物の持ち込み場所として要望をいただいておりました、八王子駅南口総合事務所が利用可能となりました。

施設利用の関係上、持ち込み可能な広告物は**貼り紙のみ**となりますが、今後ご利用下さい。

また、持ち込みの際は、**除却協力員身分証**または、**腕章**を職員に掲示して頂きますようお願いします。

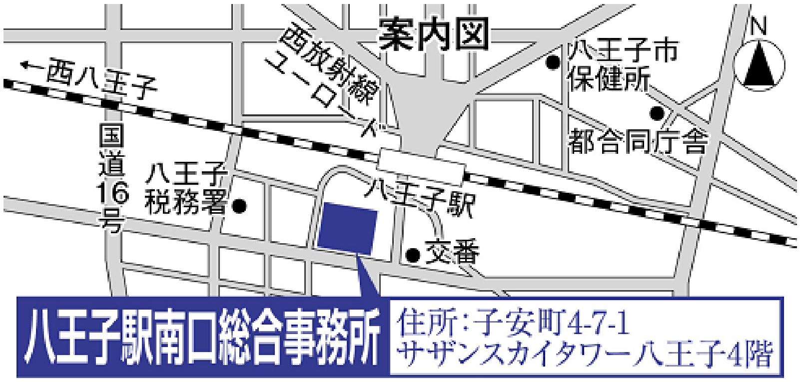

※駐車場は、近隣の駐車場（有料）をご利用ください。

寒暖の差が大きい季節となりました。
お身体にお気をつけての活動をお願い申し上げます。

編集発行：八王子市まちなみ整備部　まちなみ景観課
TEL：620－7267　FAX：626－3616
Mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

除却協力員通信

ニュースレター

Vol. 04

2016年2月号

違反屋外広告物除却協力員制度 新発足からもうすぐ1年

大変遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。本年度もあとわずかとなり、新制度発足から1年が経とうとしております。制度変更などで協力員の方々にはご迷惑をおかけした部分もあるかと思いますが、皆様のご協力のおかげでここまで運営してこれました。来年度以降も何卒ご協力をお願い致します。

昨年12月までに 1753枚を除却!!

皆様のご協力のおかげで、4月から12月末までに**1753枚**の除却報告を頂いております。除却した広告物の種別は下図のとおりでした。

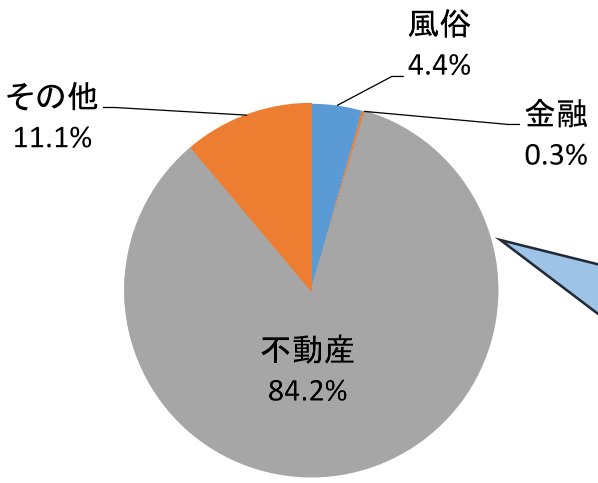

ほとんどが不動産関係の広告です。

10年ほど前は風俗関係の広告も多かったのですが、現在は1割以下です。

記事内容訂正のご連絡

ニュースレター第3号で記載した除却枚数に関して誤りがありました。

9月末までの除却枚数を1305枚として前年度と比較して「854枚多い」と記載しましたが、「320枚多い」の誤りでした。申し訳ございませんでした。

誤：前年度と比べて 854 枚多い

↓

正：前年度と比べて 320 枚多い

協力員さんの声

・最近は違反広告をあまり見なくなった。
→ 皆様のご協力のおかげです。除却枚数は10年前の5分の1程になっています。

・不動産の広告が多い。
→現在業界団体等にも指導を行っています。引き続き対応してまいります。

・大横福祉センター付近に汚い立て看板がある。どうやら警察が設置したもののようだ。
→ 警察に連絡し、撤去してもらうことになりました。ご連絡ありがとうございました。

除却協力員の継続意思確認を実施します

平成27年度も残すところわずかとなり、新制度発足から1年が経とうとしています。そこで、来年度以降も除却協力員を継続されるか否かの意思確認を実施いたします。

別紙の回答用紙に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒でご返送下さい。

提出締切　平成28年3月31日

まだ身分証の交付を受けていない方へ

継続意思表明をして頂いただけでは除却活動は行えません。除却活動を行うには、**「身分証」**が必要となります。まだ身分証の交付を受けていない方は、**事前にご連絡**をしていただき、**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。20分程の説明の後、身分証を交付致します。

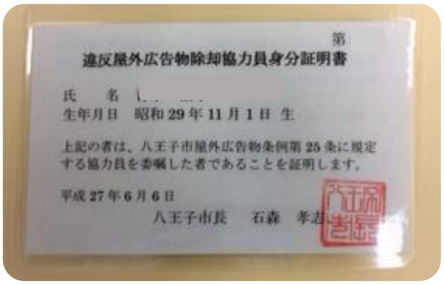

身分証

＜受付時間＞　平日 9:00～17:00　昼休み(12:00～13:00) を除く

本年度は大変お世話になりました。
今後とも本市の美化にご協力いただけましたら幸いです。

編集発行：八王子市まちなみ整備部　まちなみ景観課
TEL：620－7267　FAX：626－3616
Mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

除却協力員通信

ニュースレター

Vol. 05

2016年5月号

今回のニュースレターは協力員を辞退された方にもお送りしています。
次号からは、協力員を継続された方にのみお送りします。

昨年度は2,008枚を除却！！

昨年度皆様に除却していただいた捨て看板は、ご報告によると2,008枚にのぼりました。ご協力、本当にありがとうございます。市内の違反屋外広告物の数は減少傾向にあり、皆様のご協力あってのことです。引き続き今年度もご協力よろしくお願いします。

237名の方々からお返事をいただきました

送付数 ・・・・・・・・	317
「継続します」・・	198
「辞退します」 ・・・・	39
返信なし ・・・・・・・・	80

3月に継続確認のお便りを協力員の皆様へお送りしました。その結果、237名もの方々からお返事をいただき、198名の皆様から継続の意思表明をいただきました。今年度も無理のない範囲で活動してくださいますようお願い致します。

また、「辞退します」に○をつけてお返事いただいた皆様方には、職員一同感謝しております。ボランティア活動にご協力いただきありがとうございました。

講習会について

昨年度の講習会でお伝えしたとおり、今年度は講習会を開催いたしません。また、意見交換会も屋外広告物条例施行を機に行っておりませんが、ニュースレターで皆様と情報共有を行っていきます。

協力員の皆様方の日頃の活動で気づいたことなども、ニュースレターに掲載していきたいと思っておりますので、ご意見がございましたら電話やFAXなどでお知らせください。

身分証の交付については裏面をご覧ください。

昨年度身分証明書の交付を受けた方

昨年度身分証明書の交付を受けた方で、継続の意思表明をしていただいた皆様には、**「違反屋外広告物除却協力員身分証明書」**を同封いたしました。
活動の際には身分証明書を必ず携帯頂き、無理のない範囲でご活動していただきますようお願い致します。

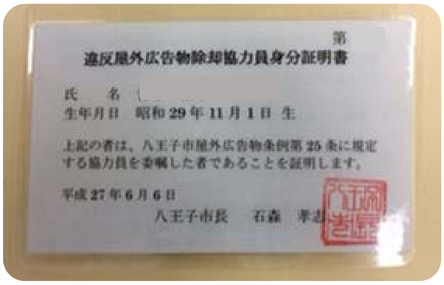

まだ身分証の交付を受けていない方へ

継続意思表明をしていただいただけでは除却活動は行えません。除却活動を行うには、**「身分証」**が必要となります。まだ身分証の交付を受けていない方は、事前にご連絡をしていただき、八王子市役所5階まちなみ景観課へお越しください。20分程の説明の後、身分証を交付致します。

＜受付時間＞
平日 9:00〜17:00
昼休み(12:00〜13:00)を除く

※身分証明書の交付を受けられた方には、ホルダーを同封してありますので今後の活動の際にご活用ください。
（これから交付を受ける方には交付の際にお渡しします。）

各事務所への看板の持ち込みについて

日頃、除却して頂いた違反屋外広告物は、市役所本庁舎や地域事務所等に持ち込んでいただいております。
お持込いただく際は、開庁時間内にお持込いただきますようお願い致します。
開庁時間は下記の通りとなります。

	市役所本庁舎	地域事務所・市民センター（八王子駅南口総合事務所を除く）	八王子駅南口総合事務所
平日	8:30〜17:00		8:30〜19:00
土日	閉庁		8:30〜17:00

編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課
TEL：620-7267　FAX：626-3616　MAIL：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

除却協力員通信
ニュースレター

Vol. 06

2016年9月号

平成28年8月末現在除却状況

除却広告物の業種内訳

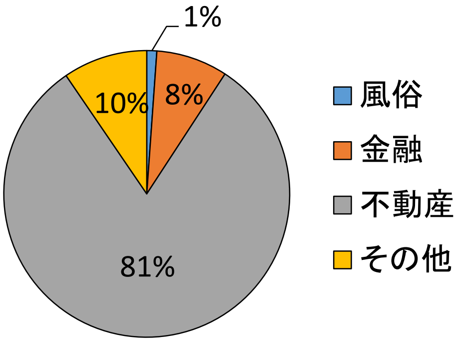

協力員の皆様のご協力のおかげで平成28年度4月から8月末までで、違反屋外広告物を618枚除却することが出来ました。

除却広告物の業種内訳はグラフの通りになります。今年度は宗教団体や貸農園など不動産広告以外の広告も見受けられるようになりました。

今後もご協力をお願いいたします。

まだ身分証の交付を受けていない方へ

まだ身分証の交付を受けていない方は、**事前にご連絡**をしていただき、**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。

20分程の説明の後、身分証を交付致します。

除却協力員名簿について

平成28年度の除却協力員名簿を作成いたしました。

名簿が必要な方は、**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。

※　継続確認の際に**名簿記載ご希望に○を付けた方のみ**にお渡しします。

＜受付時間＞
平日　9:00～17:00
昼休み（12:00～13:00）を除く

違反屋外広告物の共同除却
参加者募集

このたび、八王子市では警視庁・関係団体・市民と一緒になって違反屋外広告物を除却するイベント「違反屋外広告物の共同除却」を開催することとなりました。

市民の代表として、除却協力員の皆様の参加を募集します。

開催日時、場所などは下記の通りになります。

日　　時：平成28年10月27日（木）
　　　　　13：30集合
集合場所：横山事務所（市民集会所）
　　　　　並木町15番15号

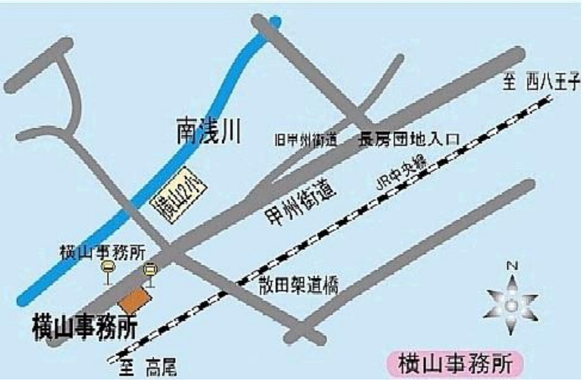

参加をご希望の方は、<u>10月11日（火）までに</u>お電話にてご連絡ください。

<u>TEL：042-620-7267</u>

（参加希望者が多く会場に入りきらない場合は、受付を締め切らせていただくこともございます。）

※　当日は1時間半程度、徒歩での除却活動となります。休憩は適宜とる予定ですが、状況により休憩なしでの活動になることもございますので、ご了承ください。

ボランティア保険について

協力員の皆様には安全やトラブルに十分気を付けて活動をしていただいておりますが、万が一に備えて保険に加入しております。

補償内容は右記になりますが、くれぐれも無理をなさらぬようお願い申しあげます。

<傷害保険>

死亡　　　　　　　　：500万円
入院（一日あたり）：5千円（180日まで）
通院（一日あたり）：3千円（90日まで）

<損害責任保険>

対人・対物　　　　：2,000万円

※支払金額は状況により異なります。

過ごしやすい季節となってまいりました。
引き続きお身体にお気をつけての活動をお願い申しあげます。

編集発行：八王子市まちなみ整備部　まちなみ景観課
TEL：620－7267　FAX：626－3616
Mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

平成29年 八王子 100th　百年の彩りを 次の100年の 輝きへ

除却協力員通信

ニュースレター

Vol. 07

2016年12月号

違反屋外広告物の共同除却に
ご参加いただきありがとうございました

八王子市では10月27日に違反屋外広告物の共同除却を開催し１２名の方にご参加いただきました。

市民の代表として、ご参加いただいた除却協力員の方に感謝いたします。
また、共同除却の内容や除却状況は以下のとおりとなります。

警視庁・関係団体・市民の皆様と甲州街道や横山町、並木町を歩きながら、違反屋外広告物の除却作業を行いました。

一見除却対象の違反看板に見えるが、民地に設置されているため、除却の対象にならない看板について説明をしました。

今回の共同除却では、範囲内の除却対象の広告物は０枚という結果でした。

０枚という結果になったのも、日頃より除却協力員の皆様にご協力をいただいているおかげです。

日頃の皆様の活動に大変感謝いたします。

立看板の除却について

右の写真のような立看板は除却や保管が大変です。

道路上に、立看板を見つけた場合は、無理にご自身で除却せず、八王子市役所まちなみ景観課へご連絡ください。

平成28年10月末現在の除却状況

協力員の皆様のご協力のおかげで、平成28年4月から10月末までに、**842枚**の違反屋外広告物を除却することが出来ました。

今後もご協力をお願いいたします。また、除却を行った協力員の方はまちなみ景観課に報告をお願いします。

まだ身分証の交付を受けていない方へ

まだ身分証の交付を受けていない方は、**事前にご連絡**をしていただき**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。

20分程の説明の後、身分証を交付致します。

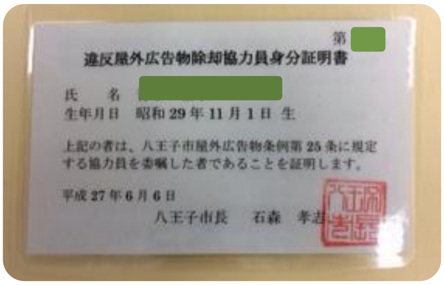
第[redacted]

違反屋外広告物除却協力員身分証明書

氏　名　[redacted]

生年月日　昭和29年11月1日 生

上記の者は、八王子市屋外広告物条例第25条に規定する協力員を委嘱した者であることを証明します。

平成27年6月6日

八王子市長　石森　孝志

除却協力員名簿について

平成28年度の除却協力員名簿を作成いたしました。

名簿が必要な方は、**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。

※　継続確認の際に**名簿記載ご希望に○を付けた方のみ**にお渡しします。

＜受付時間＞

平日　9:00～17:00

昼休み（12:00～13:00）を除く

寒さの厳しい冬がやってまいりました。
お身体にお気を付けいただき、今後の活動もよろしくお願いいたします。

編集発行：八王子市まちなみ整備部　まちなみ景観課
TEL：620－7267　FAX：626－3616
Mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

平成29年 八王子 100th
百年の彩りを次の100年の輝きへ

除却協力員通信 ニュースレター

Vol.08

2017年3月号

今年度も残すところあとわずかとなりました。大きなトラブルもなく順調に除却協力員制度を運用してこれたのも皆様のおかげです。今後ともご協力よろしくお願いします。

平成29年2月末時点除却状況

除却広告物の業種内訳

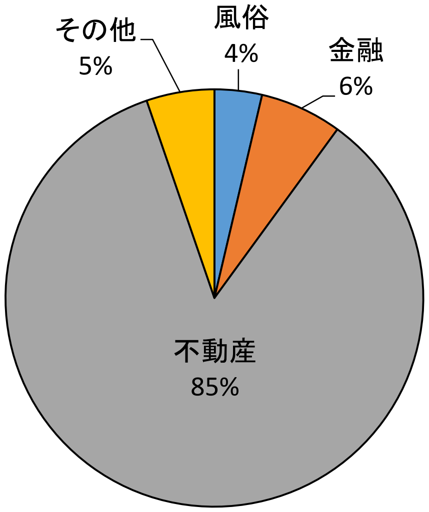

平成28年度4月から2月末までで、違反屋外広告物を**1,008**枚除却することが出来ました。

除却広告物の業種内訳は左グラフの通りになります。例年通り不動産広告が圧倒的に多い結果となり、市職員も行政指導を多数行いました。

平成28年度を振り返って

今年度は208名の除却協力員によって除却活動が行われました。この人数は前年度に比べて109名減少しておりますが、協力員の出動回数に変動は無く、前年度と同様に活発に活動していただきました。

今年度の試みとして「**違反屋外広告物の共同除却**」がありました。協力員・事業者・行政職員が一緒になって違反屋外広告物を除却する活動ですが、今後も皆様とのコミュニケーションの機会として活用したいと考えております。今年度参加されなかった方々も来年度の参加をご検討ください。

今後とも除却活動へのご協力を何卒よろしくお願いします。

違反屋外広告物除却協力員
継続意思確認について

除却協力員の皆様のおかげで、平成15年の(旧)捨て看板防止条例の施行以来、当初3万枚近くあった違反屋外広告物が、現在は1万枚を下回るまでに減少しました。これは、皆様のご協力による成果であると感謝しております。しかしながら、現状においても年間約6千500枚（平成27年度）の違反屋外広告物が掲出され、今後もさらなる取り組みを進めていかなければなりません。

そこで、皆様に八王子市屋外広告物条例に基づく協力員として、引き続きご協力をいただきたいと考えております。

つきましては、活動継続のご意思を確認させていただくため、同封の書類に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒に入れて郵便ポストに投函をお願いいたします。なお、期限まで返信がない場合は、協力員を辞退されたこととさせていただきます。

回答期限：平成29年4月30日

お手数をおかけしますが、何卒、よろしくお願いいたします。
なお、今回継続を辞退されても、後にご協力いただけることになりました際には、下記までご連絡ください。

過ごしやすい季節となってまいりました。
引き続きお身体にお気をつけての活動をお願い申しあげます。

編集発行：八王子市まちなみ整備部　まちなみ景観課
ＴＥＬ：６２０－７２６７　ＦＡＸ：６２６－３６１６
Ｍａｉｌ：ｂ１３２３００＠ｃｉｔｙ．ｈａｃｈｉｏｊｉ．ｔｏｋｙｏ．ｊｐ

平成29年 八王子 100th 百年の彩りを次の100年の輝きへ

除却協力員通信
ニュースレター

Vol. 09

2017年5月号

今回のニュースレターは協力員を今年度辞退された方にもお送りしています。
次号からは、協力員を継続された方にのみお送りします。

昨年度は1,648枚を除却！！

昨年度皆様に除却していただいた捨て看板は、**1,648枚**にのぼりました。ご協力、本当にありがとうございます。市内の違反屋外広告物の数は減少傾向にあり、ひとえに皆様のご協力の賜物です。引き続き今年度もよろしくお願いします。

174名の方々からお返事をいただきました

送付数 ・・・・・・・・ 208
「継続します」・・ 152
「辞退します」 ・・・・ 22
返信なし ・・・・・・・・ 33

３月に継続確認のお便りを協力員の皆様へお送りしました。その結果、174名の方々からお返事をいただき、152名の皆様から継続の意思表明をいただきました。今年度もご協力よろしくお願いいたします。

また、協力員を辞退された皆様につきましては、今まで除却活動にご協力いただき、本当にありがとうございました。職員一同感謝しております。

昨年度身分証明書の交付を受けた方

昨年度身分証明書の交付を受けた方で、継続の意思表明をしていただいた皆様には、**「違反屋外広告物除却協力員身分証明書」**を同封いたしました。

名簿を希望される方

皆様のご要望をもとに『除却協力員名簿』を作成しました。市役所5階まちなみ景観課窓口で配布しております。

＊郵送での配付は行っておりません。
＊配付対象は名簿に記載されている方に限らせていただきます。

各事務所への看板の持ち込みについて

日頃、除却していただいた違反屋外広告物は、市役所本庁舎や地域事務所等に持ち込んでいただいております。

お持込いただく際は、**開庁時間内にお持込**いただきますようお願いいたします。

開庁時間は下記の通りとなります。

	市役所本庁舎 地域事務所	八王子駅南口 総合事務所	市民センター （第2・4月曜日は休館日）
平日	8:30～17:00	8:30～19:00	8:30～21:45 （年末年始は閉庁）
土・日	閉庁	8:30～17:00	
祝・休日	閉庁	閉庁	

ボランティア保険が変わります

協力員の皆様には安全やトラブルに十分気を付けて活動をしていただいておりますが、万が一に備えて保険に加入しております。

本年度から加入する保険が変更になり、補償内容も変わりました。傷害保険の補償額が手厚くなった一方、賠償責任保険の補償が無くなりましたので、内容をご確認ください。

傷害保険	旧	新
死亡補償	500万円	1000万円
入院補償（1日当たり）	5千円	6千円
通院補償（1日当たり）	3千円	3千円
賠償責任保険	**旧**	**新**
対人・対物	2000万円	無し

新年度が始まり、私ども職員も新たな気持ちで出発します。皆様の周りでも様々な変化があるかと思いますが、引き続きご協力いただけることに一同感謝しております。

市内の違反看板は減少傾向にありますが、まだまだ皆様のご協力が必要です。本年度もよろしくお願いします。

編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課
TEL：620-7267　FAX：626-3616
MAIL：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

百年の彩りを
次の100年の
輝きへ

除却協力員通信
ニュースレター

Vol. 10

2017年10月号

夏は過ぎましたが、暑かったり寒かったりと気温の安定しない日々が続いております。まちなみ景観課でも風邪をひくものが何名か出ておりますので、皆様もお体にはお気を付け下さい。

古くなった腕章を交換します！！

協力員の方から「**腕章がボロボロになってしまった**」とのお声を頂きました。ビニール部分の割れやマジックテープの劣化が見られるようです。さらに、同様の問題が複数の協力員の方に発生しているとも伺いました。

今回のお話を伺い、協力員の皆様が熱心に除却活動に取り組んでいただいていることをいつも以上に実感いたしました。一方で腕章についてご不便をおかけしていることを知り、大変申し訳なく感じております。

つきましては**希望者に対して新しい腕章をお渡しします**ので、交換をご希望の場合は、まちなみ景観課までご連絡ください。

まちなみ景観課から郵送でお渡しいたします。その他、除却活動においてご不便等を感じていらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。

まだ身分証の交付を受けていない方へ

まだ身分証の交付を受けていない方は、**事前にご連絡**をしていただき**八王子市役所5階まちなみ景観課**へお越しください。

20分程の説明の後、身分証を交付致します。

＜受付時間＞
平日　9:00～17:00
昼休み（12:00～13:00）を除く

名簿を希望される方

皆様のご要望をもとに『除却協力員名簿』を作成しました。市役所5階まちなみ景観課窓口で配布しております。

＊郵送での配付は行っておりません。

＊配付対象は名簿に記載されている方に限らせていただきます。

『警告シール』を試験運用しています

除却協力員の皆様のご協力もあり、違反捨て看板は減少傾向にあります。しかし、悪質な貼紙はまだまだ多く、いたちごっこの状況にもあります。そこで、新たな対応策の一つとして「警告シール」の運用を試みているところです。

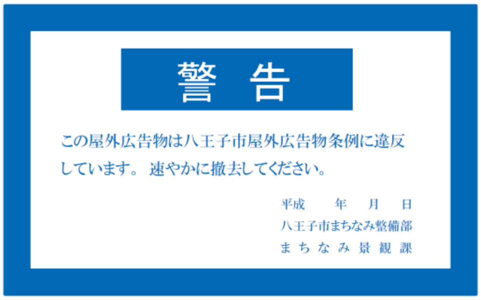

＜警告シールデザイン＞

あえて矢印のみを表示し、会社名を表示しないことで、設置者の特定を困難にしている貼り紙があります。このような貼り紙は行政指導が難しく、疑いのある設置者が自分ではないと違反行為を認めない例もあります。

新たな対応策!!

そこで、「警告シール」を貼ることで設置者や貼り紙を見た市民に違反行為であることを認識させます。

「警告シール」を貼り付けた貼り紙が撤去されていたり、新しい貼り紙に交換されている例も確認されており、設置者にとって何らかの対応を促す効果があることがうかがえます。「警告シール」を貼り付けて約1週間は様子を見ようと考えているため、「警告シール」が貼り付けてある貼り紙を見かけたら、**撤去しないよう**ご協力お願いします。

今後「警告シール」を協力員の皆様へ配付することも検討しております。運用方法が決まりましたらご連絡させていただきます。

編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課
TEL：620-7267　FAX：626-3616
MAIL：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

平成29年 八王子 100th 百年の彩りを 次の100年の 輝きへ